



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村 澤 幸 二



平成26年度(第26回)『「ゼロ災55」無災害運動』実施中



— 期間;平成26年11月7日(金)から12月31日(水)までの55日間 —

「ゼロ災55」無災害運動は、労働災害防止に係る鳥取県内独自の取組であり、平成元年度から毎年実施し本年度で26回目を迎えます。

本年11月7日から年末12月31日までの55日間、本年度のスローガン「一人のヒヤリは みんなのヒヤリ ヒヤリを活かして55ゼロ災」のもと、労働災害ゼロを目指して、集中的な取組をよろしくお願いします。

○「ゼロ災55」5つの柱

- 1 墜落・転落災害防止対策の推進
- 2 転倒災害防止対策の推進
- 3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- 4 交通労働災害防止対策の推進
- 5 健康確保対策の推進

○「ゼロ災55」期間中における各事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- (3) 定常・非定常作業における作業手順の見直し
- (4) 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- (5) 効果的な安全衛生教育の実施

- (6) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (7) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (8) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動、危険予知活動の推進と活性化
- (9) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (10) 健康診断と事後措置の実施
- (11) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (12) 心の健康づくり計画の策定
- (13) 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」パンフレット等による安全衛生意識の高揚
- (14) 年末無災害運動推進大会等の実施

本年度は、第12次労働災害防止推進計画の2年目であり、その数値目標(平成26年は438人以下)の達成に向けて、全力で取組を強化しなければなりません。

県内の事業者及び労働者の皆様方には、「自分の職場では労働災害を発生させない。」という強い決意を持って、これから年末までの期間、労働災害防止活動を集中的に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

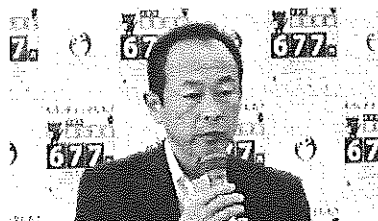
臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議を開催

～「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も。」～

鳥取労働局(局長 河野純伴)では、平成26年度の鳥取県最低賃金の引上げが過去最高の13円で時間額677円になったことから、当該最低賃金の発効日である10月8日(水)に同局4F大会議室において「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議」を開催しました。



会議冒頭、河野局長からは、この度の最低賃金の改正に伴い今後の監督指導等について強化することの指示を



署所長に指示する河野局長

行い、セーフティネットである最低賃金の履行確保に努めるとともに、法令違反等を繰り返すなど、悪質な事業者については、厳正に対

処することなどの方針を掲げました。

また、中小企業における最低賃金引上げ支援対策としての「業務改善助成金制度」の運用について、労働基準部の西山豊美賃金室長から説明がありました。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用される鳥取県最低賃金「時間額677円」について、県内の事業者及び労働者の皆様は、必ずチェックしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、最低賃金に関する情報は、鳥取労働局ホームページのバナーからどうぞ!



11月は「過重労働解消 キャンペーン」期間です

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について、下記のとおり厚生労働大臣より要請書が発出されましたので、ご案内いたします。

平成26年10月14日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」
に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成26年6月24日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年6月27日、「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」が公布され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年9月30日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対しまし周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働条件相談ほっとライン

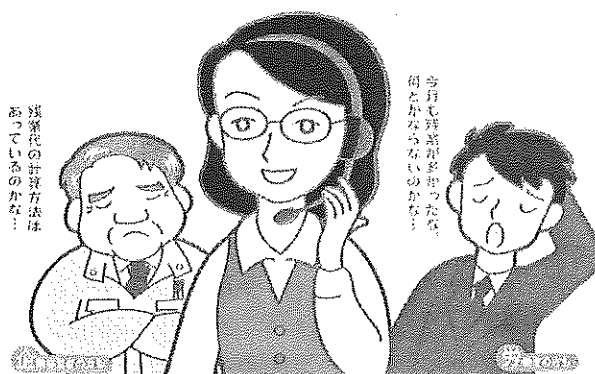
はい！ いろいろどう
【フリーダイヤル0120-811-610】開設

ー開設期間；平成26年9月1日(月)

～平成27年3月31日(火)ー

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方！お電話ください!!



0120-811-610

夜間・土日に無料でご相談をお受けします。

月・火・水・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

12月6日(土)～12月11日(金) 12月12日(土)～12月13日(日) 12月14日(月)～12月15日(火)

平成26年9月1日(月)～平成27年3月31日(火)



大丈夫ですか？ 労働条件のこと 労働者の方も企業経営者の方も お電話でご相談ください。

このようなお悩みはありませんか？

労働者の方

- ① 募集内容と実際の勤務内容が違っている……？
- ② 有給休暇は、取れないの……？
- ③ 残業が多くて、どうにもならないのかな……？

企業経営者の方

- ① 雇入通知書には、何を書けばいいの……？
- ② アルバイトの有給休暇は、正社員と同じなの……？
- ③ 残業時間を減らすには、どうすればいいの……？

日中お忙しい方も、夜間・土日に
無料でご相談をお受けします。



厚生労働省委託事業 労働条件相談ほっとライン

0120-811-610

月・火・水・金：午後5時～午後10時

土・日：午前10時～午後5時

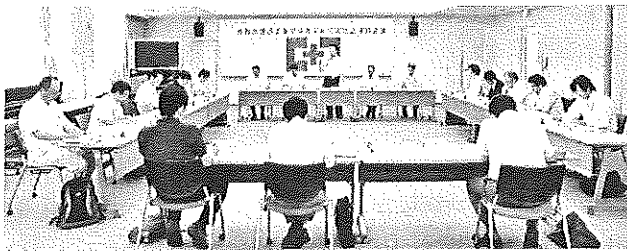
12月6日(土)～12月11日(金) 12月12日(土)～12月13日(日) 12月14日(月)～12月15日(火)

平成26年9月1日(月)～平成27年3月31日(火)



「鳥取県建設工事関係者 労働災害防止連絡会議」を開催

～「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれる
ようなことは、本来あってはならない」～



鳥取労働局では、平成26年9月8日(月)に同局4F大会議室において、国土交通省や鳥取県の公共工事発注機関と建設業労働災害防止協会鳥取県支部の関係者を招集して「鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議」を発足させ、初めての会合を行いました。

会議冒頭、北代昌巳労働基準部長から挨拶があり、「最近の労働災害の傾向」と「これまで鳥取労働局が別々に開



挨拶する北代部長

催していた国土交通省と鳥取県との連絡会議を合同で開催する趣旨」について触れ、鳥取県内でも減少傾向にあった労働災害が平成26年に入って増加傾向に転じたことから、関係者が緊密に連携して、労働災害防止対策を進めていく必要があると説明されました。

会議では、本会議設置要綱及び分科会規約の承認が行われ、続いて、鳥取県内の労働災害の発生状況や監督指導結果等について鳥取労働局の各担当からそれぞれ説明があり、また、本年11月7日から年末までの55日間展開する『「ゼロ災55」無災害運動』においても、本会議が協賛者になることの確認が行われました。

さらに、今後の協議事項等について意見交換が行われ、鳥取県が毎年行っている職員に対する安全衛生管理研修会に国土交通省の職員も参加することや、労働災害について情報の共有を図ること、また、『「ゼロ災55」無災害運動』の行事の一環として、本会議メンバー等による現場安全パトロールを当該運動初日の11月7日(金)に実施すること等の検討を行いました。

本年度は、「第12次労働災害防止推進計画」の2年目であり、計画の数値目標の達成に向けて、関係者でその意識の共有を図ることをお願いして本会議を終了しました。

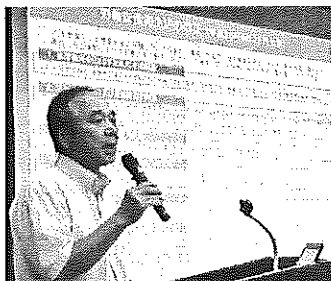


『改正労働安全衛生法』等説明会を開催

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)」が平成26年6月25日に公布され、主な改正7項目が平成26年12月から平成28年6月までの間に、順次施行されることになります。

鳥取労働局では、この「改正労働安全衛生法」等の説明会を9月26日(金)皮切りに、関係機関と連携の上、10月29日(水)までの間において東・中・西部で計10回に渡り、労務担当者等多数の方々の参加のもと、それぞれ開催しました。

10回で約500名が参加する中、鳥取労働局労働基準部の木村靖健康安全課長らが改正内容の詳細について解説し、また、併せて各担当者から化学物質等による健康障害防止や労働災害防止の手法、さらに、改正パートタイム労働法や業務改善助成金制度の概要などについても



法改正を説明する木村課長

説明があり、各説明会の参加者は、改正労働安全衛生法の内容等について理解を深めました。

なお、改正法の情報は、鳥取労働局ホームページの
http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/_119962/_120026/_120027.html
からどうぞ！

鳥取労働局主催

「改正労働安全衛生法等セミナー」のご案内

化学物質のあり方の見直し、ストレスチェック制度の創設、受動喫煙防止対策の推進、重大な災害を繰り返す企業への対応等を盛り込んだ労働安全衛生法の一部を改正する法律が成立し、本年6月25日に公布されました。

今回の労働安全衛生法の改正は、前回の平成17年改正から約9年振りの改正となりますが、平成24年の印刷事業場における胆管がんの集団発生、精神障害等の労災認定件数の増加傾向、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識の向上など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応する内容を追加する大変意義のある改正であり、これまで県内で説明会を開催してきましたが、好評により下記のとおり各地区3回追加開催しますので、是非ともこの機会にご参加くださいますよう、ご案内いたします。

なお、申込方法等は、鳥取労働局ホームページのイベント情報をご覧ください。

地 区	日 時	場 所	定 員
中 部 (倉吉)	12月8日(月) 13:30～15:30	倉吉地方合同庁舎 4階共用会議室 (倉吉市駄経寺町2-15)	30名 (先着順)
西 部 (米子)	12月9日(火) 13:30～15:30	米子地方合同庁舎 4階共用会議室 (米子市東町124-16)	40名 (先着順)
東 部 (鳥取)	12月17日(水) 13:30～15:30	鳥取労働局庁舎 4階大会議室 (鳥取市富安2-89-9)	50名 (先着順)

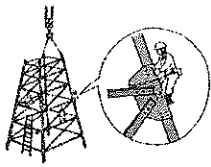
鳥取労働局管内の主な「送検事例」

鳥取労働局管下の鳥取・米子・倉吉労働基準監督署では、労働基準関係法令に基づき事業場に立ち入り、法に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に守っていただくよう必要な指導を行い、労働者の労働条件の確保・向上と安全や健康の確保を図っておりますが、度重なる指導にもかかわらず法違反の是正が行われない場合や重篤な労働災害を発生させた場合など、重大・悪質な事案については、刑事事件として、検察庁に送検しております。

平成25年4月から平成26年9月までの間に送検した主な事例は、以下のとおり（挿絵はイメージ）です。

【No. 1；作業主任者の未選任】

鉄塔解体工事において、高さ約30メートルの鉄塔の解体作業中、高さ約20メートルの所から作業員が地面に墜落して重傷を負ったものであるが、事業主には、法令上、高さ5メートル以上の鉄塔の解体作業時に、作業員に対する作業の直接指揮、作業員の安全帯等保護具の使用状況の監視等を行わせるため、選任が義務付けられている「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」を法定の資格者から選任しなかったものである。

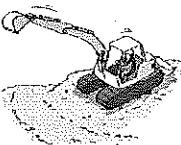


【No. 2；労災かくし】

木造家屋建築工事において、作業員が足を滑らせて肋骨を骨折し、14日間休業した労働災害が発生したにもかかわらず、所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告（様式第23号）」を遅滞なく提出しなかったものである。

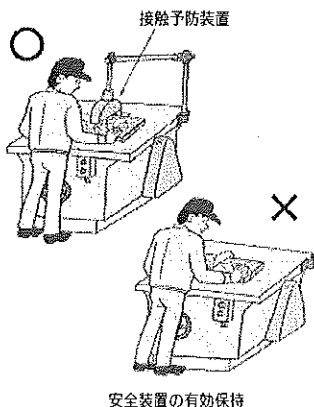
【No. 3；危険を防止するための必要な措置】

林道の作業路開設工事において、車両系建設機械であるドラグ・ショベルが運転者とともに、作業道路肩から約30メートルの谷底へ転落し、運転者が死亡したものであるが、ドラグ・ショベルを用いて作業道開設の掘削作業を行うに当たり、路肩の崩壊によりドラグ・ショベルが谷底へ転落し、労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、その運行経路に路肩の崩壊を防止するための必要な措置を講じなかったものである。



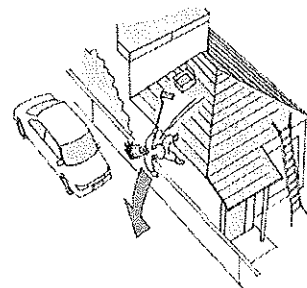
【No. 4；繰り返し違反】

家具製造工場において、木材加工用丸のこ盤の歯に接触防止の安全装置を付けずに作業を行っていたところ、作業員が指を切断し重傷を負ったにもかかわらず、その後においても、当該作業に係る木材加工用機械作業主任者に必要な職務として安全装置の点検等をさせずに、作業員に同じ丸のこ盤を使用させるなどして、繰り返し、労働災害防止のための必要な措置を講じなかったものである。



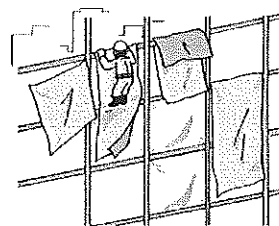
【No. 5；墜落防止措置】

瓦葺替工事において、屋根にベニヤ板を取り付ける作業中、作業員が高さ5.5メートルの屋根の上から地面に墜落し死亡したものであるが、現場責任者は、屋根の端から墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じていなかったものである。



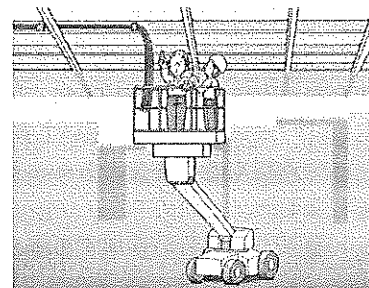
【No. 6；墜落防止措置】

道路の落石防止ネットの張り替え作業において、作業員が高さ約10メートルの所から地面に転落し、死亡したものであるが、高さが2メートル以上で足場を設けることが困難な作業を行わせる場合には、安全帯（命綱）等を使用させることが義務付けられているにもかかわらず、当該作業員に安全帯等を使用させていなかったものである。



【No. 7；墜落防止措置】

工場の火災報知器設置工事において、天井クレーンに立て掛けた梯子上で作業中、作業員が高さ約6メートルの所から墜落し、重傷を負ったものであるが、当該作業を行うに当たり、高さ約6メートルの箇所では危険を及ぼすおそれがあり、また、高所作業車を使用する等の方法により作業床を設けることが容易であったにもかかわらず、これを設けず墜落による危険を防止するための必要な措置を講じなかったものである。



【No. 8；最低賃金】

建設事業において、労働者1名に対し、4ヵ月分の賃金について、支払能力があったにもかかわらず、所定賃金支払日に鳥取県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったものである。

鳥取労働局 人事異動（平成26年10月1日付け）

新官職	氏 名	旧官職
【鳥取労働基準監督署】 第三方面	岩島 祐紀	(新規採用)
【米子労働基準監督署】 (併)特別監督官	市村 英二	(併)専門監督官

パートタイム労働法が変わります!

(平成27年4月1日施行)

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるようパートタイム労働法が変わります。

《～パートタイム労働法改正のポイント～》

I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者	
【現行】	【改正後】(1)(2)
(1) 職務の内容が正社員と同一	が同一であれば、
(2) 人材活用の仕組みが正社員と同一	正社員と差別的
(3) 無期労働契約を締結している	取扱いが禁止されます。

II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

【事業主が説明することとされる雇用管理の改善措置の内容の例】

- 賃金制度 ○教育訓練 ○利用できる福利厚生施設
- 正社員転換推進措置 など

IV パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

【相談に対応するための体制整備の例】

- 事業主自身が相談担当者となり、相談対応を行う
- 相談担当者を決め、相談に対応させる など

★改正パートタイム労働法等説明会を開催します!!★

【鳥取会場】

平成26年12月4日(木) 13:30～16:00
とりぎん文化会館第1会議室(鳥取市尚徳町101-5)

【米子会場】

平成26年12月15日(月) 13:30～16:00
米子コンベンションセンター第7会議室(米子市末広町294)
※詳しくは鳥取労働局ホームページをご覧ください。
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

お問合せ先: 鳥取労働局雇用均等室(☎0857-29-1709)

平成26年度「均等・両立推進企業表彰」 受賞企業決定!

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)や「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」を行い、他の模範となる企業を「均等・両立推進企業」として、平成11年度から表彰しています。

鳥取労働局では、平成26年度「均等・両立推進企業表彰」鳥取労働局長優良賞の受賞企業として、均等推進企業部門に下記の2社を決定し、去る10月9日(木)に鳥取労働局4F大会議室において表彰式を執り行い、河野純伴鳥取労働局長より表彰状及び記念品を贈呈しました。

《鳥取労働局長優良賞(均等推進企業部門)》

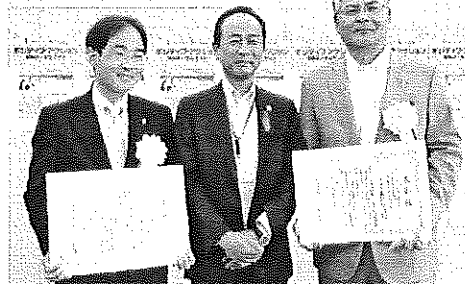
株式会社 井木組(琴浦町)

- ◇これまで女性の配置がなかった現場監督に女性を配置し職域拡大。配置の際、下請け企業に事前説明を行い配慮
- ◇実質的に女性労働者に不利となっていた慶弔規定の見直しを実施
- ◇女性の次長(課長相当職)が誕生し、女性役職者のロールモデルとして活躍
- ◇役職者に占める女性の割合が、係長・課長クラスのいずれも平成24年から増加(係長クラス2.6ポイント増、課長クラス6.3ポイント増) 他

株式会社 鳥取銀行(鳥取市)

- ◇今後の管理職、管理職登用にもつなげるため、「主任制度」を新たに導入
- ◇女性の従事が少ない融資・ローン業務への職域拡大を図るため、研修を実施
- ◇営業職の女性が増加(平成23年21名→平成25年42名)
- ◇係長クラスに占める女性の割合が増加(平成24年18.3%→平成26年23.3%)

平成26年度「均等・両立推進企業」表彰



左から(株)井木組の井木敏晴代表取締役社長、河野局長、(株)鳥取銀行の宮崎正彦頭取



シンボルマーク「きらら」

均等・両立推進企業表彰は、毎年1～3月に公募を行っています。「わが社こそは!」と思われる皆さま、ぜひご応募ください。

詳しくは、鳥取労働局雇用均等室(☎0857-29-1709)までお問い合わせください。

鳥取県最低賃金改正のお知らせ

もう、チェックした？



平成26年10月8日から！

※賃金によって、特定最低賃金が定められているものがありません。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

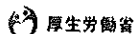
電話でチェック！
鳥取労働局労働基準課 0857-29-1705

ウェブでチェック！
最低賃金検索

スマホでチェック！
QRコード

最低賃金未滿の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署へ



11月は労働保険適用促進強化期間です

労働保険に加入しましょう

労働保険に入っていない経営者に、人を雇う資格はありません。

労働保険＝労災保険と雇用保険

労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを
目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、

労働者を1人でも雇用する事業については、
法人・個人を問わず
加入が義務付けられています。

厚生労働省では「未手続事業の一掃」を年間通じた主要課題と位置づけ、
平成22年度から11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、
集中的な適用促進活動を展開しています。

まだ、加入手続きをされていない事業主の方は、
速やかに手続きをしてください。
手続の方法や労働保険の申告・納付方法等について
ご不明な点がございましたら、
鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク
にお尋ねください。

鳥取労働局

この記事に関するお問い合わせ先
鳥取労働局総務部 労働保険徴収課 TEL 0857-29-1702

パワーハラスメント対策取組
支援セミナーのご案内

～うちの会社にはパワハラなんてないよ……

本当にそうでしょうか？～

近年、職場内のいじめや嫌がらせなどの相談件数が増加しています。平成24年度に厚生労働省が行った「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」では、従業員の約4人に1人が過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答しています。

職場のパワーハラスメントは、職場風土の悪化、従業員の士気低下による生産性の低下や、問題解決までの時間・労力・コストの負担など企業にとって大きなマイナス影響を及ぼします。

パワーハラスメント予防・解決に向けて、企業全体で取組、快適な職場環境の実現を目指すためのセミナーが厚生労働省委託事業として（公社）21世紀職業財団主催で次のとおり開催されますので、是非ご参加下さいませようご案内します。

ご案内

日 時	11月27日（木）14：00～16：00
会 場	とりぎん文化会館（2階）第2会議室 （鳥取市尚徳町101-5）
受講料	無 料
対 象	事業主、企業及び労働組合のご担当者など
定 員	先着60名
申込先	http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/_119876/_120096.html



最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未滿の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認しよう！



【最低賃金の比較方法】

1 時間給の場合 → 時間給÷最低賃金額（時間額）

2 日給の場合 → 日給÷1日所定労働時間÷最低賃金額（時間額）

ただし、日給が定められている場合は最低賃金が適用される場合には、
日給÷最低賃金額（日額）

3 月給の場合 → 月給÷1か月所定労働時間÷最低賃金額（時間額）

4 上記1～3の組み合わせの場合 → 例えは基本給が時間給と手当（残業手当など）が月給制の2つの場合は、それぞれ上記1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（臨時手当など）

② 3か月を超えない期間に支払われる賃金（賞与など）

③ 労務管理費（労務費）として支払われる賃金（労務費）

④ 労務管理費（労務費）として支払われる賃金（労務費）

⑤ 労務管理費（労務費）として支払われる賃金（労務費）

⑥ 労務管理費（労務費）として支払われる賃金（労務費）

⑦ 労務管理費（労務費）として支払われる賃金（労務費）

⑧ 労務管理費（労務費）として支払われる賃金（労務費）

協会本部だより

増加している労働災害と死亡災害に…歯止めを!!

鳥取県内で平成26年の上半期に労働災害の発生が増加している状況から、当協会は、鳥取労働局長から「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を去る8月19日に受けました。

鳥取労働局によると、休業4日以上労働災害の発生状況は、本年9月末現在の速報値で、県内全体で313人（前年同期比△1人、0.3%減）であり、地区別に見ると、東部支部管内は88人（前年同期比△18人、17.0%減）、西部支部管内は167人（前年同期比+10人、6.4%増）、中部支部管内は58人（前年同期比+7人、13.7%増）となっています。

一方、死亡労働災害は、平成25年12月9日に東部支部管内において、建設業で墜落により作業員（41歳）が死亡する災害が発生して以降、去る10月8日に東部支部管内において、林業で木材運搬車ごと路肩から転落し、当該運搬車の下敷きになって作業員（33歳）が死亡するという労働災害が残念ながら発生しました。

これから、年末にかけて労働災害の多発が懸念されるところですが、『「ゼロ災55」無災害運動』を実施する中、

これ以上の労働災害発生の防止と、死亡災害の撲滅に向け、更に、国が定める「第12次労働災害防止推進計画」の数値目標の達成と、『誰もが安心して健康に働くことができる社会』を目指し、当協会東・西・中部の会員事業場の皆様方には、より一層の各種対策を講じていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

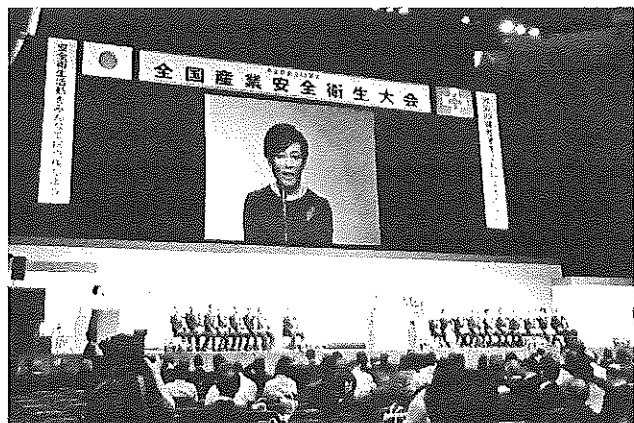
～「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」(抜粋)～

- ① 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施し、全ての職場において5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の徹底を図ること。
- ② 安全管理者等の選任義務のない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること。
- ③ 雇入れ教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。



「第73回全国産業安全衛生大会2014 in 広島」開催

毎年各ブロック持ち回りで開催される『全国産業安全衛生大会』が、平成26年度は中国・四国ブロックの広島市内で9年振りに、去る10月22日（水）から24日（金）の3日間、全国から約8,500名を集め開催されました。



開会式で祝辞を述べる山本厚生労働副大臣

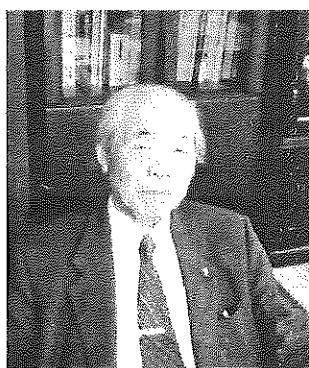
初日は、13時15分から総合集会が開かれ、開会式・講演では、山本香苗厚生労働副大臣の祝辞や厚生労働省労働基準局安全衛生部の田中敏章安全課長の講演並びに元マラソンランナーの有森裕子氏の特別講演「よろこびを力に…～諦めない心の育て方～」などが行われました。

表彰式においては、平成26年度の緑十字賞表彰で「産業安全」に当協会西部支部の労働安全衛生教育専門講師

のト部忠義氏が、「産業安全及び労働衛生」に当協会中部支部長の井木久博氏（榎井木組代表取締役会長）がそれぞれ受賞されました。誠にありがとうございます。



緑十字賞「産業安全」のト部忠義氏



緑十字賞「産業安全及び労働衛生」の井木久博氏

また、2日・3日目は、労働災害防止や健康づくりに関連するテーマごとに分科会が開催され、全国の各事業場の研究発表や事例報告、人材育成に関する講演等がそれぞれ行われました。

なお、本大会に当協会会員各位のご参加をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

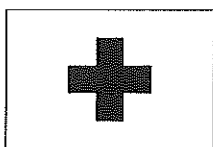
次の第74回（平成27年度）の本大会は、平成27年10月28日（水）から3日間、東海ブロックの愛知県名古屋市での開催が予定されています。

「三旗(安全旗、労働衛生旗、安全衛生旗)掲げかえ運動」について

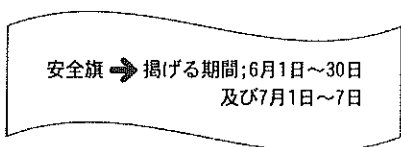
重篤な労働災害が発生すると、貴重な人材“一人ひとりかけがえのない人”を失うこととなり、企業経営にとっても大きなマイナス要素となります。労働災害を食い止めるためには、教育活動、講演、危険予知訓練、作業環境測定などの計画的かつ継続的活動が不可欠です。

しかし、主要な労働安全衛生活動の一つである三旗の活用方法や安全週間準備期間及び本週間、労働衛生週間準備期間及び本週間の開催時期をご存じでない方もおります。

人間は五感の「見ると聞く」で大半の情報を収集することから、三旗の掲げかえを通して毎年の安全週間や労働衛生週間を「見ると聞く」で再認識していただき、三旗も重要な労働災害防止のツールであることを関係者に周知し、計画的かつ継続的な労働災害防止活動に役立てていただくことを目的とします。



【安全旗】



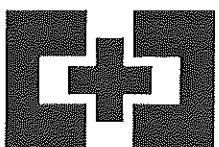
初の安全週間のシンボルマークとして大正8年に提案され、昭和2年10月の内務省社会局全国工場監督官主任会議の席上で国としても安全運動のシンボルマークとすることが了承され、広く安全週間など安全に関する行事の際に掲揚されるようになりました。十字は西洋では仁愛を意味し、東洋では福徳の集まるところを意味するそうです。



【労働衛生旗】



衛生管理者制度が発足し、全国労働衛生週間が催され労働衛生活動が活発になってきた昭和20年代の後半に、衛生管理者の中から労働衛生を象徴するマークを求める声が出て、昭和28年労働省(当時)が公募をして緑地に白十字を中央に配した労働衛生を象徴する旗が制定されました。その後、全国労働衛生週間など衛生に関する行事の際に掲揚されるようになりました。



【安全衛生旗】

昭和30年頃から、安全と労働衛生は密接な関係にあるものとの考えが強調されるようになり、中央労働災害防止協会が公募し、安全と衛生を一体のものとして協力に推進するためのシンボルマークとして昭和40年に安全衛生旗が制定されました。

(参考)

・「全国安全週間」…大正8年に当時の東京市で開催された安全週間の輪が年々広がり、昭和2年10月2日から一週間1道3府21県連合工場安全週間が開催されました。この連合安全週間は、この種の運動を広域的に実施しようとする気運を盛り上げ、11月には九州一円と山口県の連合安全デー、福島鉱山監督局管内の鉱山安全デー、12月には海軍所属の全鉱山、専売局所属の全事業所での安全週間などが開催されました。そして、翌年には全国的に足並みをそろえ実施されることとなり、ここに全国統一の「全国安全週間」が昭和3年7月2日～7日(昭和6年の第4回からは7月1日～7日)の間、第1回の

スローガン「一致協力して怪我や病気を追拂ひませう」

の標語(当時は労働衛生を含めた運動でありました)のもとに繰り広げられ、今日に至っています。

・「全国労働衛生週間」…第二次世界大戦後、安全週間とは別に労働衛生週間を行うべきとの関係者から意見が出され、主唱母体の労働省(当時)は、昭和25年に安全週間から分離した形で、「全国労働衛生週間」を実施いたしました。

最初の開催期間は10月10日から一週間でありましたが、第2回からは10月1日から一週間となり、今日に至っています。

※「三旗(安全旗、労働衛生旗、安全衛生旗)」をお持ちでない方は、一般社団法人鳥取県労働基準協会(☎0857-52-7300)又は各支部で購入することができます。

賛助会入会のご案内

中災防は、賛助会員事業場の安全衛生活動を強力にバックアップしています。賛助会員に入会されると下記のサポートを主に受けられます。

その1 中災防の月刊誌等、定期刊行物を毎月お届けします。 安全と健康1 安全と健康2 安全と健康3	その4 全国労働衛生週間のキャンペーンポスター、図書・用品の見本を定期的に届けます。 全国労働衛生週間 全国労働衛生週間
その2 安全衛生ポータルサイト フリーダイヤルやWebによる安全衛生相談をご利用いただけます。	その5 会員専用サイトの利用 社内教育にも役立つKYシートや動画、また専門家によるアドバイス等、安全衛生情報満載のサイトをご利用いただけます。
その3 安全衛生に関する研修・セミナー、技術サービスが会員価格で利用いただけます。 全国産業安全衛生大会の優待があります。	

入会方法

詳細はホームページ(<http://www.jisha.or.jp/>)をご覧ください。中災防 教育推進部、または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

事業場単位、常時入会可能。年度途中入会は、月割りで会費制
年会費は1口60,000円です。(従業員50人未満の事業場は1口40,000円)

JISHA 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝6-35-1 (有明) 教育推進部
TEL: 03-3452-6049 FAX: 03-5443-9845
ホームページ: <http://www.jisha.or.jp/>